

## 郡山市史編さん推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の社会事象の変化を記録、整理するとともに、将来にわたって活用可能な資料を保存するため、郡山市史編さん事業を実施するに当たり、有識者から意見を聞くために開催する郡山市史編さん推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は必要に応じ、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 編さん方針に関すること。
- (2) 編別構成に関すること。
- (3) 執筆者の選定に関すること。
- (4) 原稿の校正及び編集に関すること。
- (5) デジタルデータの作成及びウェブサイトの構築に関すること。
- (6) その他編さんに関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、6人以内とし、学識経験者又は専門的な知識を有する者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼期間は令和7年3月31日までとする。
- 3 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、会議を進行する。
- 4 市長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(郡山市史編さん推進委員会ワークショップ)

第5条 市長は、郡山市史の編さんに係る専門的事項について意見交換を行うため、次の表に定める郡山市史編さん推進委員会ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を開催する。

名称	意見交換を行う専門的事項	ワークショップの委員	依頼期間
DX化ワークショップ	郡山市史のデジタルデータの整備に関する次のこと (1) 編さん方針に関すること。 (2) デジタルデータの作成及	5人以内	令和7年3月31日まで

	びウェブサイトの構築に関すること。		
全編改訂ワークショップ	郡山市史の改訂に関する次のこと (1) 編さん方針に関すること。 (2) 編別構成に関すること。 (3) 執筆者の選定に関すること。 (4) 原稿の校正及び編集に関すること。 (5) その他編さんに関すること。	5人以内	
政治・経済ワークショップ	郡山市史の続編の編さんに係る政治及び経済についての事項に関する次のこと (1) 編さん方針に関すること。 (2) 編別構成に関すること。 (3) 執筆者の選定に関すること。 (4) 原稿の校正及び編集に関すること。 (5) その他編さんに関すること。	5人以内	
社会・防災ワークショップ	郡山市史の続編の編さんに係る社会及び防災についての事項に関する次のこと (1) 編さん方針に関すること。 (2) 編別構成に関すること。 (3) 執筆者の選定に関すること。 (4) 原稿の校正及び編集に関すること。 (5) その他編さんに関すること。	5人以内	
教育・文化ワークショップ	郡山市史の続編の編さんに係る教育及び文化についての事項に	5人以内	

	<p>関する次のこと</p> <p>(1) 編さん方針に関すること。</p> <p>(2) 編別構成に関すること。</p> <p>(3) 執筆者の選定に関すること。</p> <p>(4) 原稿の校正及び編集に関すること。</p> <p>(5) その他編さんに関すること。</p>	
資料ワークショップ	<p>郡山市史の続編の編さんに係る資料の掲載に関する次のこと</p> <p>(1) 編さん方針に関すること。</p> <p>(2) 編別構成に関すること。</p> <p>(3) 資料の選定に関すること。</p> <p>(4) 原稿の校正及び編集に関すること。</p> <p>(5) その他編さんに関すること。</p>	5人以内

2 ワークショップの委員は第3条に規定する委員及び意見交換を行う専門的事項についての学識経験又は専門的な知識を有する者のうちから市長が依頼する。

3 ワークショップには座長を置き、第3条に規定する委員をもって充てる。

4 前条各項の規定は、ワークショップに準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「ワークショップ」と、「座長」とあるのは「ワークショップの座長」と、「委員」とあるのは「ワークショップの委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(謝礼金等)

第6条 委員会の委員、ワークショップの委員及び第4条第4項に規定する者に予算の範囲内において謝礼金及び旅費を支給することができるものとし、それぞれの上限額を謝礼金は1日当たり8,100円、旅費は郡山市職員等の旅費に関する条例(昭和40年郡山市条例第31号)の規定による市長等以外の職務にある者の旅費に相当する額とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。